岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県教育委員会

委員長 安 藤 厚

岩手県教育委員会規則第3号

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則(昭和32年岩手県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

石士宗立向寺士仪の旨在建省に関する規則(昭和32年石士宗教自安貞云規則第3万)の 即を次のように以正する。						
改正前	改正後					
(事務長補佐)						
第20条の9 高等学校に、事務長補佐を置くことがある。						
2 事務長補佐は、事務長を助け、事務長に事故があると						
きは、その職務を代理する。						
(事務主任)_						
第20条の9の2 高等学校に、事務主任を置くことがある。						
2 事務主任は、上司の命を受け、高度の知識経験を必要						
とする事務を処理する。						
(主幹)	(主幹)					
<u>第20条の9の3</u> [略]	第20条の9 [略]					
(副主幹)	(副主幹)					
第20条の9の4 [略]	第20条の9の2 [略]					
(職の充当)	(職の充当)					
第20条の10 事務長 <u>、事務長補佐及び事務主任</u> 並びに主幹	第20条の10 事務長並びに主幹及び副主幹は、事務職員を					
及び副主幹は、事務職員をもって充てる。	もって充てる。					

(職員の職)

第20条の11 第17条の 2 に規定する事務職員及び技術職員並びにその他の職員の職及び職務は、第20条の 8 から第20条の 9 の 4 まで及び次条に定めるもののほか、別表第 4 に掲げるとおりとする。

別表第4 (第20条の11関係)

職	員	職		職	務	
事務職	裁員		·			
		事務職員				

第20条の11 第17条の 2 に規定する事務職員及び技術職員並びにその他の職員の職及び職務は、第20条の 8 から第20条の 9 の 2 まで及び次条に定めるもののほか、別表第 4 に掲げるとおりとする。

別表第4 (第20条の11関係)

(職員の職)

11 X 3 1						
職員	職	職務				
事務職員	主任主査	上司の命を受け、部下の職員				
		を指揮監督し、特定事務を処				
		理するとともに、その事務を				
		総括整理する。				
	<u>主査</u>	上司の命を受け、部下の職員				
		を指揮監督し、特定事務を処				
		<u>理する。</u>				
	主任	上司の命を受け、相当の知識				
		又は経験を必要とする事務を				
		<u>つかさどる。</u>				

	主任主事	上司の命を受け、事務に従事			主任主事	上司の命を受け、事務に従事
	主事	する。			主事	する。
[略]				[略]		
			'			
備考 改正部	分は、下線の	 D部分である。	- U			

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。